

みんなの森をみんなで守ろう

ぐんま緑の県民税



ぐんま緑の県民税について

群馬県は県土の3分の2を森林が占める関東一の森林県です。森林は、豊かな水を育み、災害を防止するなど、私たちの暮らしに多くの恵みをもたらします。

そんな大切な森林を次世代に引き継ぐため、群馬県では平成26年度から「ぐんま緑の県民税」を導入し、森林の公益的機能向上や森林を取り巻く課題に対応する様々な取組みを行っています。



森林の持つ公益的機能と群馬県の森林の特徴

<p>CO₂吸収</p>	<p>水を育む</p>	<p>生物のすみか</p>	<p>災害防止</p>	<p>憩いの場</p>
<p>首都圏の水がめ</p> <p>群馬県の森林は利根川上流にあり、約12億トンもの水を蓄えることができます。</p>	<p>多種多様な植物</p> <p>群馬県には、蒸し暑い地域や雪が降る地域、雨が少ない地域などがあり、様々な種類の植物が生息しています。</p>	<p>木材資源の充実</p> <p>群馬県の民有林の人工林は、木材として利用できる太さに育った森林が80%を占めています。</p>	<p>盛んなきのこ生産</p> <p>全国5位（令和4年度）の生産量を誇る生しいたけをはじめ、様々なきのこを生産しています。</p>	

ぐんま緑の県民税の使い道

ぐんま緑の県民税の税収は、ぐんま緑の県民基金に積み立てた上で、目指すべき目標「豊かな水を育み、災害に強い森林づくり」と「里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造」の達成に向け、ぐんま緑の県民基金事業の財源として活用しています。

水源地域等の森林整備事業

間伐等の必要な手入れが行われない森林では、立木が混み合い、日が差し込まなくなることで下草が生えなくなり、雨水が表土を流れて土壌を浸食し、土砂災害などを引き起こす危険性が高まります。

群馬県では、森林の公益的機能の維持・増進、災害に強い森林づくり、管理コストの低い森林づくりを目的として10,000haを目標に森林整備を実施しています。平成26年度から令和5年度までに約6,500haの森林整備が完了しました。

◆条件不利地森林整備事業

立地等の条件が不利であることにより森林経営が成り立たず放置されている人工林を整備し、森林の公益的機能の発揮を図ります。ぐんま緑の県民税導入の主目的でもある事業です。

◆水源林機能増進事業

市町村が管理する簡易水道等の取水口の upstream に位置する森林を整備し、水源かん養機能の増進を図ります。

◆松くい虫等被害地の再生事業

松くい虫被害または気象被害を受け、やぶ等になった森林を再生し、森林の公益的機能の回復を図ります。



※本事業は、傾斜が急であったり、搬出路が設置できないなどの理由から放置され、手入れがされていない森林を間伐し、森林環境の改善を図るものです。木材を販売するなどといった林業経営行為としての森林整備とは異なります。事業の詳しい整備条件等は「ぐんま緑の県民基金水源地域等の森林整備事業実施要綱」をご確認ください。

市町村提案型事業

県民共有の財産である豊かな森林を適切に整備・保全していくために、地元自治会やボランティア団体、NPO団体、市町村等が実施する市町村提案型事業に補助をしています。

市町村提案型事業は5つの区分に分かれており、事業実施には「ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱」に定められたそれぞれの採択要件に該当する必要があります。

◆荒廃した里山・平地林の整備

人や農作物に被害を与える野生鳥獣のすみかとなったり、道路を覆い交通の障害になっている里山・平地林を整備し、地域の安全・安心な生活環境を創造する活動に支援します。実施には、事業地の維持管理および転用制限等に関する協定を締結する必要があります。

◆貴重な自然環境の保護・保全

群馬県の絶滅のおそれのある野生動植物種の一覧（レッドリスト）で野生絶滅および絶滅危惧種Ⅰ、Ⅱ類に指定されている種の生息環境の保護・保全や、地域住民等への啓発活動を支援します。

◆森林環境教育・普及啓発

森林の持つ公益的機能や重要性を広く県民の皆様に知ってもらうため、児童生徒や県民を対象とした森林環境教育や森林での体験活動、普及啓発活動に対して支援します。

◆森林の公有林化

水資源の安定的な確保を図るために水源林を購入して公有林化する市町村や、平地林を公有林化または造成するために用地を購入する市町村を支援します。

◆独自提案事業

地域における様々な課題に対応するため、市町村が独自に提案する事業を支援します。事業は、ぐんま緑の県民税の趣旨・目標に一致するもので、「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」での意見聴取を経て採択を判断します。



森林ボランティア活動の支援

「森林ボランティア支援センター」を運営し、ホームページや情報誌による情報発信や刈払機など森林整備作業器具の取扱いなどの安全指導、森林整備作業器具の貸出しなど、森林ボランティア活動への総合的なサポートを実施しています。



森林環境教育の推進(指導者育成)

市町村提案型事業や小中学生のためのフォレストリースクールなどへ派遣する指導者を育成するため、森林や樹木、自然に対する知識や技術を習得し、自然と人との仲介者となって自然解説などを行う「緑のインタープリター」の養成講座や資質向上を目的とした研修を実施しています。



森と木のまつり

森林・山村の魅力・役割等を周知するイベント「森と木のまつり」の開催経費を補助しています。

県や市町村、林業関係団体、森林ボランティア団体等が協力して地区実行委員会を設置し、相互の交流を通して森林・林業・木材産業や山村地域の活性化を図るとともに、地域住民や都市住民にぐんま緑の県民税の趣旨や用途などについての理解を促します。



ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）の仕組み

	個人	法人
名称	この制度は、税制上は「森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税」ですが、皆様に広く知っていただくための通称として「ぐんま緑の県民税」を使用し、周知活動に努めていきます。	
課税の方法	個人の県民税均等割に一定額を上乗せします。	法人の県民税均等割に資本金等の額の区分に応じて一定額を上乗せします。
納める方	群馬県内に住所がある方、事務所又は家屋敷などを持っている方（前年の所得金額が基準を下回るなど一定の条件を満たす方は非課税）	群馬県内に事務所・事業所又は寮などを持っている法人等
納税額	1人あたり年間700円	資本金等の額により年間1,400円～56,000円（県民税均等割税額の7%相当額）
納税の方法	個人の市町村民税と併せて市町村に納税していただきます。（個人の県民税は市町村から県へ払い込まれます。）	従来は申告書により、直接県へ申告納付していただきます。
課税の期間	5年間（第Ⅲ期は令和6年度～令和10年度）	
税収見込額	約8.5億円（個人：約6.8億円、法人：約1.7億円）※金額は平年度ベース	
使い方	ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を「ぐんま緑の県民基金」に積み立てた上で、森林環境を保全する施策に充て、使い道を明確化します。	
事業の評価検証	<p>県民等で構成する第三者機関「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」で、事業の内容・実績等について意見を聴き、公表を行います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	

税の仕組みに関すること

総務部税務課
 電話：027-226-3771 FAX：027-221-8096
 E-mail：zeimuka@pref.gunma.lg.jp

詳しくは、ぐんま緑の県民税のHPをご覧ください

税の使い道に関すること

環境森林部森林局林政課
 電話：027-226-3930 FAX：027-223-0463
 E-mail：gm-zei@pref.gunma.lg.jp

ぐんま緑の県民税

検索

